②　国民の定住等及び地域間交流に対する意識の高揚等

定住等及び地域間交流を促進するためには、農山漁村の重要性に対する国民の理解が不可欠であることを踏まえ、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、定住等及び地域間交流の促進のための取組の必要性等について、国民の理解を深めるよう努めるとともに、二地域居住等の新たなライフスタイルに関して社会的認知の醸成を図るものとする。

③　定住等及び地域間交流の促進のために国が行う事務に関する透明性の確保

定住等及び地域間交流の促進のために国が行う事務について、国民に対して政策の目的や効果を定量的・客観的に明らかにすることにより、説明責任を十分に果たすものとする。

2　地方公共団体が講ずべき措置

地方公共団体は、農山漁村の活性化を図る観点から、国の施策に準じ、地域の実情に即して、定住等及び地域間交流の促進のための事業等に対する支援措置、定住等及び地域間交流の促進に関する地域住民の理解を深めるための広報活動、法に定める措置を講ずるに当たっての透明性の確保等、地域における定住等及び地域間交流の促進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

特に、都道府県については、定住等及び地域間交流の促進のために市町村が講ずる措置に対し、市町村間の調整や助言等、必要な支援措置を講ずるよう努めるものとする。

第四　活性化計画の作成に関する基本的事項

1　活性化計画の作成に当たっての基本的な考え方

特別な景勝地や名跡がなくても、美しい山河や田園風景といった通常の農山漁村が有する地域資源がその活性化に向けた大きな力となることを改めて認識した上で、少子高齢化等の地域社会の動向、地域における農林漁業の現状、歴史・風土・景観等の地域の特性に応じ、有形・無形の地域資源を活用しつつ創意工夫を発揮して定住等及び地域間交流の促進による地域の活性化を目指す計画とする。

特に、農林漁業は、農山漁村における基幹産業であることから、法第５条第１項に規定する活性化計画は、地域の農林漁業の健全な発展と調和のとれたものとすることが必要である。

また、定住等及び地域間交流を促進する際には、関係する地方公共団体の施策や農林漁業団体等の活動と整合性をもって施策を展開することが必要である。このため、活性化計画の作成に当たって、作成主体となる地方公共団体は、関係する地方公共団体との連携を密にするとともに、農林漁業団体やＮＰＯ法人等の地域における関係団体との調整を十分に行うものとする。

2　活性化計画において明確化されるべき視点

活性化計画においては、これに基づく取組の効率的・効果的な実施を図る観点から、以下の視点を明確化した上で、計画期間内において実施すべき事業等を記載するものとする。

①　自然環境、伝統文化、各種施設等の現に存在する地域資源を見つめ直し、これらの有している価値を再認識した上で、これらを持続的かつ有効に活用することにより、事業等の効率的な実施と都市にはない農山漁村独自の魅力の増加等が図られること。

②　地域再生法（平成17年法律第24号）第５条第１項に規定する地域再生計画等に基づき実施される事業等、関連し合う諸施策と連携することにより、相乗効果の発揮が図られること。

③　地域住民、ＮＰＯ法人等が地域において行う農山漁村の活性化に関する活動等との連携・協働により、事業等の効果的な実施が図られること。

④　活性化計画に基づき実施される事業等について、できる限り客観的で透明性の高い適正な評価が図られること。

3　活性化計画に記載すべき事項に関する考え方

①　活性化計画の区域

活性化計画の区域は、当該活性化計画を作成する都道府県又は市町村の区域内であって、法第３条各号に掲げる要件に該当すると認められる範囲で定めるものとする。

この場合、法による措置が講じられる地域として、その範囲を特定する必要があることから、地番による表示、道路、河川等の境界による表示等により、外縁が明確となるようにすることが適当である。

②　定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業に関する事項

都道府県又は市町村が①の区域において定住等及び地域間交流を促進するために実施する事業について、記載するものとする。

この場合、法第６条第２項の交付金を活用して実施する事業とそれ以外の事業について、明確に区分した上で記載するものとする。

また、これらの事業については、１で述べた活性化計画の基本的性格に鑑み、地域における農林漁業の健全な発展と調和がとれたものであることが必要であり、農林漁業の振興及び農林地の保全を通じた国土及び環境の保全等の機能が十分に発揮されないおそれのある施設整備等に係る事業等は、活性化計画に記載する事業としては適当でない。

具体的な事業の考え方は、以下のとおりである。

ア　定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備に関する事業

定住等を促進するためには、農山漁村における基幹産業である農林漁業の振興を図ることが必要であることから、そのための農道等の生産基盤及び農林水産物加工処理施設等の生産施設の整備に関する事業を記載する。

イ　定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備に関する事業

定住等を促進するためには、生活の場である農山漁村について、生活環境の整備を図ることが必要であることから、集落における簡易排水施設等の整備に関する事業を記載する。

ウ　農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業

地域間交流を促進するため、地域間交流の拠点となる農林漁業体験施設、研修施設、地域資源活用交流促進施設等の整備に関する事業を記載する。

エ　その他農林水産省令で定める事業

アからウまでに掲げる事業のほか、農林漁業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における資源の有効な利用を確保するための施設の整備に関する事業その他農林水産大臣の定める事業を記載する。

③　定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事項

活性化計画の区域における定住等及び地域間交流を促進するため、②の事業と一体となって、その効果を増大させるため実施する必要があると認められる事業又は事務について、記載するものとする。

なお、活性化計画の区域外で実施される事業であっても、定住等及び地域間交流の促進に寄与すると認められるものについては、活性化計画に記載することができる。この場合、定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するのかを明記するものとする。

④　計画期間

①の区域において定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組を進めようとする期間として、都道府県又は市町村は、活性化計画の期間を示す必要がある。その際、計画期間の長短については、計画作成主体が自主的な判断により定めるものであるが、社会経済情勢の変化に的確に対応して事業等を実施していく必要があること、また、計画期間があまりにも長期にわたると明確な目標を設定することが困難となることから、原則として３年から５年程度とすることが望ましい。

4　活性化計画に記載するように努めるべき事項に関する考え方

①　活性化計画の目標

活性化計画に基づく事業の実施等により、３の①の区域において実現されるべき地域活性化の目標を記載するよう努めるものとする。

②　地方公共団体との連携に関する事項

定住等及び地域間交流を促進するための取組を行うに当たっては、他の地方公共団体との連携を強化することが重要であることから、３の②及び③に掲げる事項に係る他の地方公共団体との連携について、記載するよう努めるものとする。